

個人情報の誤送付事案の発生について

保健福祉事務所において、次のとおり個人情報を誤送付する事案が発生しました。関係者の皆様に多大な御迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、今後このような事態が生じないように、個人情報の厳重かつ適正な管理・監督を徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 概要

本年3月31日、保健福祉事務所職員が精神医療審査会の審査結果通知（医療保護入院者の入院届及び入院期間更新届含む）（以下「通知」という。）を郵送する際、誤って他の医療機関に送付したものの。

なお、誤送付した通知は既に回収済みで、個人情報等の不正利用は確認されていない。

2 誤送付された個人情報（28名）

- ・入院者情報（7名）：医療保護入院となった事実、入院者氏名、生年月日、住所、入院年月日、入院期間、病名等
- ・同意者情報（6名）：氏名、生年月日、住所、本人との関係
- ・病院職員等情報（15名）：医師、相談員、看護師等の氏名

3 経緯

- 3月31日（火） 通知をA医療機関に郵送すべきところ、B医療機関に誤送付した。
- 4月1日（水） 通知を受領したB医療機関から、保健福祉事務所に誤送付の連絡が入った。
- 4月2日（木） B医療機関に電話で謝罪。また、本来郵送すべきA医療機関にも本事案について説明し、謝罪した。
- 4月3日（金） 誤送付した通知を受領。A医療機関に交付送達した。
- 4月7日（火） A医療機関と、入院者等への説明・謝罪方法について調整した。
～14日（火）
- 4月15日（水） 医療保護入院の同意をした家族等には、電話や文書により経緯を説明し謝罪した。
～23日（木） 入院者には、面会により直接経緯を説明し謝罪した。

4 再発防止策

該当の保健福祉事務所に対し、改めて以下について指導を行った。また、部内各所属で個人情報取扱いの注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。

- (1) 個人情報は、個人情報保護法をはじめ、「群馬県個人情報保護条例」「群馬県情報セキュリティポリシー」等に基づき、常に適正に管理すること
- (2) 特に、外部へ送付・送信する場合には、郵送やメール等の媒体に関わらず、宛先と内容のチェック及び複数職員によるチェックを徹底すること